課

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



#### 目 次

◎ 規則 所管課(室)名

○長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則 務

◎ 訓 令

○長崎県税取扱規程の一部改正 税 務 課

◎告示

・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生 漁業振興課

・長崎県知事管理漁獲可能量の変更

・証紙売りさばき人の指定の一部改正 会 計 課

◎公告

・奈良尾地区特定漁港漁場整備事業計画書(案)の縦覧

漁港漁場課 ・楠泊地区特定漁港漁場整備事業計画書(案)の縦覧

規 則

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年6月2日

長崎県知事 大石 賢吾

# 長崎県規則第24号

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則 長崎県税条例施行規則(昭和47年長崎県規則第24号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

> 改正後 改正前

(納税証明書の交付手数料の計算方法等)

第11条 条例第6条第1項に規定する手数料は、次の各号に 第11条 条例第6条第1項に規定する手数料は、次の各号に 定めるところにより枚数を算定して計算する。

(1)及び(2) 略

(3) 未納の徴収金がないこと及び徴収金につき滞納処分を 受けたことがないことの証明は、請求1件ごとに1枚と する。

(4) 略

2 法第20条の10の証明書の交付を受けようとする者は、証 2 法第20条の10の証明書の交付を受けようとする者は、証 明を受けようとする徴収金の税目その他必要な事項を記載 した請求書(電子申請システムによる請求を含む。)を振 興局の長に提出しなければならない。

(種別割の減免)

(納税証明書の交付手数料の計算方法等)

定めるところにより枚数を算定して計算する。

(1)及び(2) 略

(3) 未納の徴収金がないこと及び徴収金につき滞納処分を 受けたことがないことの証明は、請求書1枚ごとに1枚 とする。

(4) 略

明を受けようとする徴収金の税目その他必要な事項を記載 した請求書を振興局の長に提出しなければならない。

(種別割の減免)

#### 第41条 略

#### 2 略

- 3 条例第66条第2項第4号に規定する自動車のうち身障減免を受けるものに対して、知事が減免する種別割の額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額(種別割の賦課期日以後に納税義務が発生した者にあってはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にあってはその消滅した月まで、当該各号に定める金額を月割をもって得た額)とする。
- (1) 当該自動車の年税額が43,500円(条例<u>附則第25項</u>の適用を受けるものにあっては50,000円)以下のもの 当該自動車に係る種別割額の全額
- (2) 当該自動車の年税額が前号の額を超えるもの 43,500 円(条例<u>附則第25項</u>の適用を受けるものにあっては 50,000円)
- (3) 条例<u>附則第28項</u>に規定する自家用の乗用車で年税額が 45,000円(条例<u>附則第30項</u>の適用を受けるものにあって は51,700円)以下のもの 当該自家用の乗用車に係る種 別割額の全額
- (4) 当該自家用の乗用車の年税額が前号の額を超えるもの 45,000円(条例<u>附則第30項</u>の適用を受けるものにあっ ては51,700円)

4~8 略

第41条 略

#### 2 略

- 3 条例第66条第2項第4号に規定する自動車のうち身障減免を受けるものに対して、知事が減免する種別割の額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額(種別割の賦課期日以後に納税義務が発生した者にあってはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にあってはその消滅した月まで、当該各号に定める金額を月割をもって得た額)とする。
  - (1) 当該自動車の年税額が43,500円(条例<u>附則第26項</u>の適用を受けるものにあっては50,000円)以下のもの 当該自動車に係る種別割額の全額
  - (2) 当該自動車の年税額が前号の額を超えるもの 43,500 円 (条例<u>附則第26項</u>の適用を受けるものにあっては 50,000円)
  - (3) 条例<u>附則第32項</u>に規定する自家用の乗用車で年税額が 45,000円(条例<u>附則第34項</u>の適用を受けるものにあって は51,700円)以下のもの 当該自家用の乗用車に係る種 別割額の全額
  - (4) 当該自家用の乗用車の年税額が前号の額を超えるもの 45,000円(条例<u>附則第34項</u>の適用を受けるものにあっ ては51,700円)

4~8 略

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 訓令

#### 長崎県訓令第7号

本 庁 振興局

長崎県税取扱規程(昭和47年長崎県訓令第18号)の一部を次のように改正する。 令和5年6月2日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(納税証明書の交付請求等)	(納税証明書の交付請求等)
第82条 略	第82条 略
2 前項各号に規定する請求書の提出は、電子申請システム	
による請求に代えることができる。この場合は、電子申請	
管理者画面に請求情報が表示された時に、請求書の提出が	
あったものとみなす。_	
<u>3</u> 及び <u>4</u> 略	<u>2</u> 及び <u>3</u> 略

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 告 示

#### 長崎県告示第395号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区 について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年6月2日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

美津島町高浜加入区

#### 長崎県告示第396号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量(令和4年長崎県告示第804号)の一部を次のとおり変更し、令和5年6月2日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年6月2日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前				
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量				
に関する事項	に関する事項				
令和5年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量	令和5年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量				
は以下のとおりである。	は以下のとおりである。				
【まあじ】 <u>22,700トン</u>	【まあじ】 <u>19,700トン</u>				
【まいわし対馬暖流系群】 現行水準	【まいわし対馬暖流系群】 現行水準				
【さんま】 現行水準	【さんま】 現行水準				
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分す	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分す				
る知事管理漁獲可能量に関する事項	る知事管理漁獲可能量に関する事項				
令和5年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は	令和5年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は				
以下のとおりとする。	以下のとおりとする。				
【まあじ】	【まあじ】				
長崎県まあじ中型まき網漁業 <u>19,300トン</u>	長崎県まあじ中型まき網漁業 <u>16,700トン</u>				
長崎県まあじその他漁業現行水準	長崎県まあじその他漁業現行水準				
【まいわし対馬暖流系群】	【まいわし対馬暖流系群】				
長崎県まいわし漁業 現行水準	長崎県まいわし漁業 現行水準				
【さんま】	【さんま】				
長崎県さんま漁業 現行水準	長崎県さんま漁業 現行水準				

#### 長崎県告示第397号

証紙売りさばき人の指定(昭和41年長崎県告示第752号)の一部を次のように改正し、令和5年5月26日から適用する。

令和5年6月2日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき所 の所在地	所在 市町村名		NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき所 の所在地	所在 市町村名
1~21 略					1~21 略					
22	島原市長 古川 隆三郎	島原市上の 町537番地	島原市弁天町 一丁目7080番	略	2	22	島原市長 古川 隆三郎	島原市上の 町537番地	島原市上の町 537番地	島原市

印印

刷刷人所

長崎市

発行者

長崎市尾上町三番長 崎 県

	5町八番十二号
寺	株式会社 ク
田	イック。
	ブ

弥卜

	地1 イオン島 『ショッピン』 センター内 しまばらん名 ロ とるっと	j e				島原市役所内 島原市弁天町 一丁目7080番 地1 イオン島原 ショッピング センター内 しまばらんと ロ とるっと	略
23~59 略 60 株式会社自家用 自動車協会 代表取締役 山 口 和幸 60の2~84 略	津 町 <u>浦 郷</u> 町 <u>浦郷277-1</u>		60	-59 略   株式会社自家用自動車協会代表取締役山口和幸 0   10 2   -84 略	津町 <u>浜田郷</u>	西彼杵郡時津 町 <u>浜田郷196-</u> <u>9</u> 時津地区自家 用自動車協会 内	略

# 公 告

#### 奈良尾地区特定漁港漁場整備事業計画書(案)の縦覧(公告)

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第1項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を定める 予定であるので、同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称 奈良尾地区特定漁港漁場整備事業計画書(案)
- 2 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷578-2

長崎県水産部漁港漁場課 長崎県五島振興局上五島支所1階閲覧室

3 縦覧の期間

令和5年6月2日から同年6月22日まで

### 楠泊地区特定漁港漁場整備事業計画書(案)の縦覧(公告)

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第1項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を定める 予定であるので、同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

楠泊地区特定漁港漁場整備事業計画書(案)

2 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県水産部漁港漁場課

長崎県佐世保市木場田町3-25

長崎県県北振興局行政資料コーナー

3 縦覧の期間

令和5年6月2日から同年6月22日まで